

令和7年仙審第2号

裁 決

旅客船A護岸衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官荒木信也出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を懲戒しない。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年7月3日11時30分半

宮城県松島港

2 船舶の要目

船種 船名 旅客船A

総トン数 19トン

登録長 16.35メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 389キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備等

Aは、平成18年3月に進水し、最大とう載人員が旅客82人、船員1人、その他の乗船者1人のFRP製旅客船で、船体前部から中央部やや後方にかけて操舵室兼客室、後部に屋根付きの旅客用スペース、及び同スペース両舷に乗下船口をそれぞれ配し、同室最前部右舷に操縦席、同席前方に舵輪、磁気コンパス、舵角指示器、機関運転監視盤、左舷にレーダー及びGPSプロッターをそれぞれ備えていた。

また、Aは、本件発生前、令和6年3月第1種中間検査受検時に上架していた。

(2) Aの業務、旅客乗船時及び離棧時の作業基準

Aの業務は、宮城県仙台塩釜港塩釜区、松島港両港間を遊覧しながら航行するもので、安全管理規程の作業基準には、次のことが定められていた。

ア 原則として旅客の乗船開始を離棧時刻の20分前とする。

イ 運航管理補助者及び船内作業員は、乗船旅客数が定員を超えていないことを確認する。

ウ 船内作業員は、船長に乗船旅客数を報告する。

エ 運航管理補助者は、綱取係員を所定の位置に配置する。

オ 運航管理補助者は、船長の指示により綱取係員を指揮して迅速かつ確実に係留索を放す。

(3) 護岸及び発着棧橋

宮城県松島海岸には、延長154メートル、最低水面から天端までの高さ2.05メートル、水深1.5メートルとなるよう鋼製矢板を土中に打ち込んで築造された海岸通り物揚場の護岸（以下「海岸

通り護岸」という。)があり、同護岸には、長さ約130メートル、幅約15メートルの浮棧橋が護岸法線に対してほぼ直角となる南南東方に向けて設置されており、松島湾遊覧船発着場（以下「松島発着場」という。）として使用されていた。

(4) a 受審人の経歴等

a 受審人は、昭和63年頃に松島湾の遊覧船に甲板員として乗船し、平成12年頃から船長職に就くようになった。

(5) 松島発着場におけるAの係船及び離棧状況

Aは、平素、旅客を乗下船させる目的で松島発着場を使用する際、同発着場の北側最奥部に入船左舷着けで着棧し、機関を停止した状態で、船首係船索として松島発着場から受け取った直径約22ミリメートルの索1本を船体中央左舷のクロスビットにとるとともに、船尾係船索として直径約22ミリメートルの索1本を船尾から同発着場に送って松島発着場のビットを経由させたのち、船尾に戻し、船尾部のクロスビットにとっていた。

また、Aは、多人数の旅客を船尾左舷乗下船口を利用して乗下船させるときには、同旅客の安全確保のため、同乗下船口を松島発着場に密着させる目的で、係船したまま、機関をアイドリング状態で前進にかけて右舵一杯とすることがあった。

そして、Aは、平素、離棧時、a 受審人の指示により、運航管理補助者が松島発着場から船首係船索を、船内作業員が船尾係船索をそれぞれ外していた。

(6) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人ほか船内作業員1人が乗り組み、旅客37人を乗せ、船首0.6メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、旅客の乗下船の目的で、令和6年7月3日11時27分宮城県

塩竈市所在の四等三角点道珍浜（以下「道珍浜三角点」という。）から197度（真方位、以下同じ。）685メートルの地点付近で、船首端を前方の海岸通り護岸から約2メートル離し、松島発着場に入船左舷着けで着棧し、係船した。

a 受審人は、船尾左舷乗下船口を松島発着場に密着させる目的で機関をアイドリング状態で前進にかけて右舵一杯とし、操舵室から同乗下船口付近に移動し、前示旅客が下船して新たに旅客33人が乗船する状況を確認したのち、松島発着場配置の運航管理補助者に船首係船索を外すよう指示して操舵室に向かった。

a 受審人は、11時30分半僅か前Aが、自身の指示を待つことなく船内作業員により船尾係船索が外されて離棧し、船首を335度に向け、移動を始めたのを認めたものの、操舵室に到着していなかったことから、どうすることもできず、11時30分半道珍浜三角点から197度685メートルの地点において、Aは、船首を335度に向けたまま、0.3ノットの速力（対地速力、以下同じ。）となったとき、その船首が海岸通り護岸に衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の南南東風が吹き、潮候は上げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

衝突の結果、船首部防舷材に修理を要さない擦過傷を、海岸通り護岸は、側壁に修理を要さない擦過傷をそれぞれ生じ、旅客5人が、頸部打撲等を負った。

（原因及び受審人の行為）

本件護岸衝突は、松島港において、機関をアイドリング状態で前進にかけて係船中、発航する前、船長の指示により船首係船索を外したのち、船長の指示を待つことなく船尾係船索が外されて離棧し、海岸通り護岸

へ向首して移動したことによって発生したものである。

a 受審人の行為は、本件発生の原因とはならない。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年3月17日

仙台地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎